

平成26年11月11日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成25年(行ウ)第5号 政務調査費返還請求事件

口頭弁論終結日 平成26年9月2日

判 決

金沢市

原 告

金沢市広坂一丁目1番1号

被 告 金沢市長山野之義

同訴訟代理人弁護士 向 峰 仁 志

金沢市深谷町ニの75番地1

同補助参加人 清 水 邦 彦

金沢市神谷内町へ6番地3

同補助参加人 田 中 仁

金沢市野田町ヲ7番地2

同補助参加人 松 井 純 一

金沢市上荒屋五丁目26

同補助参加人 秋 島 太

金沢市御所町一丁目158番地

同補助参加人 角 野 恵 美 子

金沢市近岡町108番地7

同補助参加人 源 野 和 清

金沢市昌永町13番27号

同補助参加人 橫 越 徹

金沢市諸江町36番17号

同補助参加人 久 保 洋 子

上記8名訴訟代理人弁護士 山 村 三 信

主 文

- 1 被告は、被告補助参加人清水邦彦に対し、66万9117円を支払うよう請求せよ。
- 2 被告は、澤飯英樹に対し、1万3960円を支払うよう請求せよ。
- 3 被告は、井沢義武に対し、1481円を支払うよう請求せよ。
- 4 被告は、上田章に対し、49万円を支払うよう請求せよ。
- 5 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 6 訴訟費用は、これを4分し、その3を原告の負担とし、その余を被告の負担とし、被告補助参加人清水邦彦の補助参加によって生じた費用は被告補助参加人清水邦彦の負担とし、その余の被告補助参加人の補助参加によって生じた費用はこれを原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、別紙「議員氏名」欄記載の各金沢市議会議員に対し、同「要返還額」欄記載の各金員及びこれに対する平成24年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

第2 事案の概要

1 本件は、金沢市の住民である原告が、同市議会の議員らが平成23年度に被告から交付を受けた政務調査費について、使途基準に違反する違法な支出がなされたことから、上記議員らは、同市に対して違法に支出された金額に相当する金員を不当利得として返還すべきであるところ、被告がその返還請求を怠っているとして、被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、上記議員らに違法に支出された金額に相当する金員の返還及びこれに対する平成24年5月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払の請求をすることを求めた事案である。

2 関係法令等の定め

(1) 地方自治法（平成24年法律第72号による改正前のもの。以下「法」という。）

ア 100条14項

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

イ 100条15項

前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

(2) 金沢市議会政務調査費の交付に関する条例（甲2の1。平成13年金沢市条例第2号。ただし、平成24年金沢市条例第90号による改正前のものであり、同改正後の題名は、「金沢市議会政務活動費の交付に関する条例」である。以下「本件条例」という。）

本件条例は、法100条14項及び15項の規定を受けて、以下のとおり規定する。

ア 2条（交付の対象）

政務調査費は、金沢市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

イ 3条（交付額及び交付の方法）

1 政務調査費は、各月の初日に在職する議員に対し、月額18万円を四半期ごとに交付する。

2 政務調査費は、各四半期の最初の月に当該四半期に属する月数に相当する分を交付する。ただし、当該四半期の途中において議員の任期が満

了する場合は、任期満了日の属する月の前月までの月数に相当する分を交付する。

3 一四半期の途中において、新たに議員となった者に対しては、議員となつた日の属する月分から政務調査費を交付する。

(4項は省略)

ウ 8条 (使途基準)

議員は、政務調査費を規則で定める使途基準に従つて使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

エ 10条 (収支報告書等の提出)

1 政務調査費の交付を受けた議員は、規則で定める政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、政務調査費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出しなければならない。

2 収支報告書及び前項の添付書類（以下「収支報告書等」という。）は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

(3項は省略)

オ 13条 (政務調査費の返還)

市長は、政務調査費の交付を受けた議員が当該年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該議員が当該年度において第8条に規定する使途基準に従い支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

カ 15条 (委任)

この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(3) 金沢市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（甲2の2。平成13年金沢市規則第4号。ただし、平成25年金沢市規則第1号による改正前のものであり、同改正後の題名は、「金沢市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則」である。以下「本件規則」という。）

本件規則は、本件条例の施行に関し必要な事項を定めるものであるところ、その5条には本件条例8条の使途基準について以下の定めがある（以下「本件使途基準」という。）。

ア 事務所費

議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（例 事務所の賃借料及び維持管理費、備品購入費、事務機器の購入費又は賃借料等）

イ その他の経費

上記以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費（例 携帯電話の利用料金、自動車の燃料費又はリース料等）

(4) 金沢市議会政務調査費運用の手引き（乙1。平成20年6月制定。以下「本件手引き」という。）

金沢市議会は、本件使途基準を具体化するため自主的に本件手引きを制定していたところ、本件訴訟に関する部分についての手引きの内容は、要旨、以下のとおりである。

ア 事務所費について

上記(3)の本件使途基準の例示のほか、政務調査費を充当できるものとして、事務所への来客等のため設置する駐車場賃借料、事務所通信費（電話代、テレビ受信料、インターネット料金等）、事務所内の会合等において提供される茶菓子代及びその他の雑費（事務用品、消耗品等）が列挙されている。

事務所費については、事務所としての外形上の形態を有していること、

事務所としての機能（事務スペース、応接スペース、事務用備品等）を有していること、賃貸の場合は議員が契約者となっていることといった要件を満たすものについて、その場所が調査研究活動に使用されている場合に政務調査費を充当できるものとされている。そして、議員活動は、調査研究活動と他の活動が渾然一体となっていることから、事務所経費、事務機器等の備品の購入費及び賃借料への政務調査費の充当に当たっては、各活動の実態に応じて按分して充当する必要があるとされている。

イ　自動車リース料について

自動車のリース料については、1台分に限り、政務調査費の充当割合を2分の1とし、月額3万円を限度とする。

3　前提事実

以下の事実は、当事者間に争いがないか、後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる。

(1)　当事者等

ア　原告は、金沢市の住民である。

イ　被告は、金沢市長であり、地方自治法242条の2第1項4号本文にいう執行機関である。

ウ　別紙「議員氏名」欄に記載された者は、いずれも平成23年度中に金沢市議会の議員の職にあった者である（以下、これらの者を併せて「本件各議員」といい、議員個人を指摘する際は名字に議員の呼称を付したものを持って特定する。なお、源野議員は平成23年5月から金沢市議会の議員の職に就いたものである。）。

(2)　本件各議員に対する政務調査費の交付及び本件各議員による支出等

ア　被告は、平成23年度の政務調査費として、源野議員を除く本件各議員に対し、1人あたり216万円（月額18万円）を、源野議員に対し、198万円をそれぞれ交付した。

イ 本件各議員は、平成23年度の政務調査費を、それぞれ、別紙「事務所費」欄記載の金員を事務所費の一部として、同「自動車リース料」欄記載の金員を自動車リース料として支出した（以下、これらを併せて「本件各支出」という。）。

ウ 本件各議員は、平成23年度の政務調査費として支出した費用のうち、交付を受けた政務調査費によってまかなうことができなかつた別紙「自己資金」欄記載の金員を自己資金でまかなつた（甲26ないし37、弁論の全趣旨）。

(3) 本件訴訟に至る経緯

原告は、平成25年3月19日、金沢市監査委員に対し、本件各議員による本件各支出につき、地方自治法242条1項に基づく住民監査請求を行つたが、同監査委員は、同監査請求を棄却し、その旨を同年5月15日付けの書面（甲1）により原告に通知した。そこで、原告は、これを不服として、被告に対し、同年6月13日、本件各支出のうち各議員が既に返還したものを除いた金額について、不当利得返還請求をするよう求める本件訴訟を提起した。

4 争点及び当事者の主張

本件の争点は、本件各議員による本件各支出の違法性の有無である。

（原告の主張）

(1) 事務所費について

ア 清水議員及び上田議員の賃料への政務調査費の支出

議員が調査研究活動を行うために使用する事務所を賃借するに際し、当該議員が代表者を務める会社から当該事務所を賃借する場合、第三者が賃借人となる場合に比し、賃料額が適正な価格を超えて恣意的に定められるなどの弊害が生じる蓋然性が高いというべきであり、このような賃貸借契約関係に基づく賃料に、政務調査費を充当することは、その全額について

違法である。しかるところ、清水議員は、自らが代表社員を務める会社から賃借した物件の賃料に対して政務調査費を充当しているから、その全額について違法である。

また、議員が調査研究活動を行うために使用する事務所を賃借するに際し、当該議員が所有する物件を賃借した上で、その賃料に政務調査費を充当することはそもそも想定されていない。しかるところ、上田議員は、自らが所有する物件について、自らが取締役を務める会社から賃借した上で、その賃料に対して政務調査費を充当しているから、その全額について違法である。

イ 上記ア以外の事務所費への政務調査費の支出

(ア) 上記アのような事情のない賃貸借契約に基づく賃料を含む事務所費への政務調査費の充当であっても、議員活動において、調査研究活動と他の活動が渾然一体となっている実態にかんがみ、本件各議員の活動実績の割合に応じて按分して充当することが必要である。そして、その場合の按分率の上限は2分の1である。

しかるところ、本件各議員は、当該事務所が、調査研究活動専用事務所であることを証する書類を議長に提出していないから、当該事務所が調査研究活動専用事務所であることを前提とした政務調査費の支出は許されないというべきであり、按分充当が許される額を超える部分への政務調査費の充当は違法である。

(イ) また、事務所費への政務調査費の充当が許されるのは、本件使途基準が定める事務所の賃借料及び維持管理費、備品購入費、事務機器の購入費又は賃借料等に限られると解すべきであって、それ以外の経費への支出は、その全額について違法である。具体的には、調査研究活動のために必要であることを証する書類の写しを議長に提出していないテレビ受信料、菓子等購入代金、新聞購読料金、テレビ購入費及び携帯電話購入

費並びに自宅又は住居等を兼ねる事務所におけるモップリース代金及びトイレットペーパー等購入代金への政務調査費の支出は、その全額について違法である。

したがって、角野議員、久保議員、横越議員、澤飯議員及び井沢議員がしたテレビ受信料、菓子等購入代金、新聞購読料金、テレビ購入費及び携帯電話購入費並びに自宅又は住居等を兼ねる事務所におけるモップリース代金及びトイレットペーパー等購入代金への政務調査費の支出は、調査研究活動のために必要であることを証する書類の写しを議長に提出していない以上、その全額について違法である（なお、澤飯議員がした選挙事務所賃料への政務調査費の充当は、書類の提出の有無にかかわらず、政務調査費への充当が認められないものである。）。

(2) 自動車リース料について

本件条例10条1項は、政務調査費の交付を受けた議員が作成すべき収支報告書の提出方法について、政務調査費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出する旨定めている。しかるところ、本件各議員は、収支報告書を議長に提出するにあたり、自動車リース料への政務調査費の充当について、本件各議員の調査研究活動に必要な経費であるとの事実を証する書類の写しを添付していない。したがって、本件各議員による自動車リース料への政務調査費の充当は、その全額について違法である。

また、本件使途基準を定める本件規則5条の別表は、「その他の経費」として、上記以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費（例 携帯電話の利用料金、自動車の燃料費又はリース料等）に政務調査費を充当することが許されると定めている。しかしながら、「その他の経費」という文言は、それ以外の項目において例示された具体的な内容以外のものを全て包含する趣旨と解されるので、「その他の経費」の項目において具体的な内容を例示する

ことは、「その他の経費」という文言と矛盾するものである。したがって、「その他の経費」欄に記載された例示規定は無効であり、本件規則5条の規定及び本件手引きに記載があることを根拠に自動車リース料への政務調査費の充当が適法であるということはできない。

その上で、自家用自動車の購入代金に政務調査費を充当することは、当該議員の資産形成に係る経費であるから不適切であるとされているが（乙1）、当該自動車を購入して使用するか、リース契約を締結して使用するかは、本件各議員の使い勝手の問題に過ぎず、資産形成の有無という観点で政務調査費の充当の許否を判断することは相当でなく、金沢市と同規模の自治体において、自動車リース料に対する政務調査費の支出を例示する使途基準を定める自治体が存在しないことにも照らすと、リース契約に基づくリース料についても政務調査費の充当は許されないものというべきである。

以上によれば、調査研究活動のために必要であることを証する書類の写しを議長に提出していない自動車リース料への政務調査費の充当は、その全額について違法である。

しかるところ、源野議員、秋島議員、久保議員、横越議員、松井議員、澤飯議員、安達議員及び田中議員は、自動車リース料等の2分の1相当額について（澤飯議員は限度額である月額3万円について）、政務調査費の充当を行っているが、各議員は、議員の調査研究活動に必要な経費であることを証する書類を議長に提出していない。したがって、上記各議員がした自動車リース料等への政務調査費の充当は違法である。

（被告及び同補助参加人の主張）

- (1) 原告の主張はいずれも否認ないし争う。
- (2) 事務所費について

ア 本件各議員は、本件使途基準及び本件手引きに従って按分計算の要否を検討し、政務調査費を支出していたものであるから、原告が指摘する事務

所費の各支出について使途基準に合致した支出がなされなかつたことを推認させる一般的、外形的事実の存在が認められるものではない。

イ 清水議員が調査研究活動専用の事務所として借り受けた建物は、自らが代表者である合資会社が所有するものであるが、同議員が政務調査活動を行う地域には、調査研究活動用の事務所として利用可能な賃借物件がなく、利便性も考慮して借り受けたものであつて、その経緯は合理的である。また、賃料については、賃借部分が旅館内の一画であることにかんがみ、旅館の部屋賃料金に基づいて算出した合理的なものである。これらの事情に照らすと、同議員が、代表者を務める会社からの賃借であることを理由として、賃料に対する政務調査費の支出が違法とされることはない。

ウ 上田議員が調査研究活動専用の事務所として借り受けた建物は、自らが所有するものであり、賃貸人である株式会社上善は、同議員自身が取締役に就任し、家族が代表取締役を務める会社であるが、政務調査活動を行うための利便性を考慮して借り受けたものであつて、その経緯は合理的である上、賃料も適正である。そして、建物管理は株式会社上善が行っていた。これらの事情に照らすと、同議員が、役員を務め、同議員の家族が代表者である会社からの賃借であることを理由として、賃料に対する政務調査費の支出が違法とされることはない。

(3) 自動車リース料について

ア 本件使途基準は、「その他の経費」として自動車リース料を明示していることなどを踏まえると、本件各議員による自動車リース料への政務調査費の支出は、本件使途基準に適合する違法な支出であるというべきである。

イ 政務調査費の交付を受けた議員が、本件条例10条1項の定めるところにより議長に提出することを求められているのは、支出そのものを証明する書類であつて、議員の調査研究活動に必要であるか否かを証明する書類ではない。

原告は、本件規則が定める「その他の経費」の例示規定の有効性について論難するが、当該規定はあくまでも例示規定にすぎないのであるから、例示規定の有効性を主張する意義はない。また、本件条例及び本件使途基準は、法100条14項の委任の趣旨を逸脱するものではない。

本件手引きにおいて、自動車リース料への政務調査費の充当が認められている根拠は、借主となる議員個人についての終局的な資産形成につながらないことにあるのであるから、自動車購入費用への政務調査費の充当が認められないことが、自動車リース料への充当を認めない根拠になるものではない。

また、政務調査費の支出項目をどのように定めるかは各自治体に委ねられているところであり、他の自治体が自動車リース料への支出を認めていないことが金沢市においても支出を認めない根拠になるものではない。

第3 当裁判所の判断

1 法100条14項は、政務調査費の交付につき、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができるものと定めており、その趣旨は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化したものであると解される。

他方、政務調査費は、税金を原資とするものであるから、その使途の透明性を確保することが望まれるところであり、本件条例においても、政務調査費の交付を受けた議員に対して、政務調査費に係る収支報告書及び当該収支報告書に記載された政務調査費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写しを議長に提出することを義務づけ（10条1項）、議長は、提出された収支報告書等について、必要に応じ調査を行うことができるとされ（12条）、その提出期限から5年間の保存が義務付けられているのは（14条）、上記要請に応え

ようとしたものと解される。

そして、本件条例によれば、政務調査費は、規則で定める使途基準に従って使用しなければならず（8条）、市長は、政務調査費の交付を受けた議員が当該年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該議員が当該年度において行った上記使途基準に合致した政務調査費に係る支出の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる（13条）とされていることに照らせば、政務調査費の交付を受けた議員が政務調査費の本来の使途及び目的に違反する支出をした場合、当該議員は、当該支出相当額の金員を保有する理由がなくなり、市長に対する不当利得返還義務を負うことになるというべきである。

したがって、本件条例13条に基づき議員に政務調査費の返還を求める場合には、不当利得返還請求権の一般的な主張立証責任の分配に従って、政務調査費の返還を求める原告において、返還を求める政務調査費の支出が、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費についての支出にあたらないことの主張立証責任を負うと解すべきであるが、政務調査費制度の上記趣旨にかんがみ、返還を請求する側において、具体的な政務調査費の支出が、政務調査費の本来の使途及び目的に違反する支出であることを推認させる一般的、外形的事実を主張立証した場合には、返還を求められている議員の側において、当該支出が、政務調査費の本来の使途及び目的に適合する支出であることを立証しない限り、当該支出は、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費について支出したものではないとの立証があったものと解するのが相当である。

2 本件各支出の違法性

(1) 源野議員の支出の違法性

ア 事務所費の支出

(ア) 証拠（甲6, 26, 38の2ないし11, 16ないし41, 45, 47, 49, 52, 54, 55, 丙イ1, イ2）及び弁論の全趣旨によれ

ば、源野議員は、平成23年度に事務所費として75万4172円を支出し、うち74万9277円の支出について按分計算することなく政務調査費を充当したこと、同議員は、平成23年度当時、議員活動のための事務所として金沢市御供田町ハ21番地1グリーンフィールド106号室を賃料月額4万円で借り受けていたこと、同議員の後援会活動は上記事務所とは別の場所である同市近岡町108-7の後援会事務所において行われていたこと、上記事務所費の内訳は、同市御供田町の事務所に係る賃借料、光熱費、通信費、備品・事務機器購入費用であることが認められる。

- (イ) 原告は、源野議員は調査研究活動専用事務所であるとの証拠を議長に提出していないから、上記事務所費の支出の2分の1相当額は使途基準に合致しない違法な政務調査費の支出である旨主張する。
- (ウ) 一般に、市議会議員の活動は、調査研究活動のほか、政党活動、選挙活動、後援会活動など多岐にわたるものである上、これらの活動が渾然一体となって行われているのが実態であると解されるところ、本件手引き（乙1）も、その記載内容に照らすと、かかる実態についての認識を前提に作成されたものであると評価できる。

上記のような市議会議員の活動実態を踏まえ、市議会議員の活動の拠点となる事務所の機能について検討すると、議員が、1つの事務所を拠点として全ての議員活動を行っている場合には、当該事務所においては、議員の全ての活動領域に関する事務を処理しているものと容易に推認できるというべきである。他方、議員が、複数の事務所を拠点として議員活動を行っている場合には、1つの事務所における事務の内容が、種々の活動領域にわたる場合もあれば、ある活動内容に特化したものにとどまる場合もあり得るのであって、内容が多岐にわたるという上記のような市議会議員の活動実態を前提としても、市議会議員の活動は調査研究

活動とその他の活動を区別して行うことが可能と認められるから、複数設置された事務所ごとの機能分化が図られていないのが実情であるとまではいえない。したがって、議員が、複数設置された事務所のうちの1つで発生した按分計算されていない事務所費に政務調査費を充当したという事情のみをもって、違法な支出であることを推認させる外形的事実の存在が認められるとはいえないし、議員において、事務所費の支出に係る事務所が、調査研究活動専用事務所であるとの証拠を議長に提出しない限り、政務調査費の支出が適法とされる余地がないともいえない。

(エ) そして、上記(ア)の事情に加え、証拠（丙イ1）によれば、上記(ア)の事務所費は、調査研究活動専用の事務所として用いられていた事務所に対して支出されたものと認められるところ、本件手引きによれば、当該支出は全額（ただし、事務機器備品たるパソコン購入費（10万4790円）については10万円を限度として）について政務調査費の充当が可能なものであるというべきである。

そうすると、上記事務所費への政務調査費の支出につき、政務調査費の本来の使途及び目的に違反する支出であることを推認させる一般的、外形的事実の存在は認められないから、同支出は本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出であると認められる。

イ 自動車リース料の支出

(ア) 証拠（甲18, 26, 38の1, 12ないし15, 42ないし44, 46, 48, 50, 51, 53, 丙イ1）及び弁論の全趣旨によれば、源野議員は、平成23年度に自動車リース料として、44万0160円を支出し、その2分の1である22万0080円に政務調査費を充当したこと、同議員は、リースした自動車を政務調査活動の目的地までの移動手段及び現地調査のために使用していたこと、同自動車を調査研究活動に使用した割合は、同議員が政務調査費を充当した割合である2分の

1を上回ることが認められる。

- (イ) 本件規則及び本件手引きにおいて、自動車リース料は政務調査費に該当する経費として例示されており、金沢市のように鉄道等の公共交通機関が都市部ほどには発達していない地域においては、議員が調査研究活動を行うために自動車を利用する必要性は高く、また、自動車のリースは、当該議員がその任期の間、自動車を確保する手段として相当なものといえる。したがって、自動車リース料は、自動車が議員の調査研究活動に使用された比率に応じ、調査研究活動に必要な経費にあたり、政務調査費を充当できるというべきである。そして、上記(ア)の認定事実によれば、源野議員の自動車リース料につき、政務調査費の本来の使途及び目的に違反する支出であることを推認させる一般的、外形的事実の存在は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な支出であると認められる。
- (ウ) 原告は、本件条例10条1項の定めによれば、自動車リース料への政務調査費の充当について、議員の調査研究活動に必要な経費であるとの事実を証する書類の写しを添付して收支報告書を提出する必要がある旨主張するが、本件条例10条1項は支出の年月日や費目を超えた記載のある領収書等の添付まで求める趣旨とは解されず、上記説示のとおり、自動車リース料につき一般的、外形的事実の存在が認められないのであるから、原告主張の書類の有無は結論を左右するものでもない。

また、原告は、本件規則5条及び本件手引きの定めは無効であるから、これらの規定等を根拠に自動車リース料の適法性を判断すべきではない旨主張するが、本件規則5条の定めは、本件条例8条の委任を受けて政務調査費の支出に適切な規制をかけるものとして不合理なものではないから、これを無効と解する余地はなく、金沢市議会が自主的に制定した本件手引きについては、運用指針を示すものにすぎないから、そもそも

その効力を論じる余地はないものである。

さらに、原告は、自動車リース料は、議員の行う調査研究活動に必要な経費として社会的に認められていないなどとして、上記(ア)の支出は使途基準に合致せず、政務調査費を充当できない旨主張するが、上記(イ)のような自動車リース料の調査研究活動における有用性に照らすと、かかる原告の主張を採用することはできない。

(2) 秋島議員の支出の違法性

ア 事務所費の支出

証拠（甲7, 27, 39の1, 2, 4, 5, 7ないし9, 11, 12, 14ないし16, 18, 19, 21ないし23, 25, 26, 28ないし30, 32, 33, 35ないし37, 39, 41ないし91, 丙口1ないしロ3）及び弁論の全趣旨によれば、秋島議員は、平成23年度に事務所費として58万2723円を支出し、その全額について按分計算することなく政務調査費を充当したこと、同議員は、平成23年度当時、調査研究活動専用の事務所として金沢市米泉町六丁目22番地喜多ハイツ203号室を賃料（駐車場料を含む。）月額2万8000円で借り受けていたこと、同議員の後援会活動は上記事務所とは別の場所である同市上荒屋五丁目26の同議員の自宅において行われていたこと、上記事務所費の内訳は、上記調査研究活動専用の事務所に係る賃借料、光熱費、通信費、備品・事務機器購入費用であることが認められる。

そして、本件手引きによれば、かかる支出は全額について政務調査費の充当が可能なものであるというべきである。

そうすると、上記事務所費への政務調査費の支出につき、政務調査費の本来の使途及び目的に違反する支出であることを推認させる一般的、外形容的事実の存在は認められないから、同支出は本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出であると認められる。

これに反する原告の主張は、上記(1)アで説示したところに照らし、採用することができない。

イ 自動車リース料の支出

証拠（甲19，27，39の3，6，10，13，17，20，24，27，31，34，38，40，丙口1）及び弁論の全趣旨によれば、秋島議員は、平成23年度に自動車リース料として、65万5200円を支出し、その2分の1である32万7600円に政務調査費を充当したこと、同議員は、リースした自動車を政務調査活動の目的地までの移動手段及び現地調査のために使用していたこと、同自動車を調査研究活動に使用した割合は、同議員が政務調査費を充当した割合である2分の1を上回ることが認められる。

そうすると、上記自動車リース料の支出につき、政務調査費の本来の使途及び目的に違反する支出であることを推認させる一般的、外形的事実の存在は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出であると認められる。

これに反する原告の主張は、上記(1)イで説示したところに照らし、採用することができない。

(3) 角野議員の支出の違法性

証拠（甲8，28，40の1ないし43，45ないし48，丙ハ1，ハ2）及び弁論の全趣旨によれば、角野議員は、平成23年度に事務所費として63万4981円を支出し、その全額について按分計算することなく政務調査費を充当したこと、同議員は、平成23年度当時、調査研究活動専用の事務所として金沢市東長江町い29番地1コーポ前田105号室を賃料（共益費及び駐車料を含む。）月額4万円で借り受けていたこと、同議員の後援会活動は上記事務所とは別の場所である同市御所町一丁目158番地の同議員の自宅において行われていたことが認められる。

ア 原告は、上記事務所費の内訳のうち、テレビ及び茶菓子の購入費用は、本件使途基準が認める事務所費には含まれないとして、違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、本件使途基準は、事務所費（議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費）の例示として「事務所の賃借料及び維持管理費、備品購入費、事務機器の購入費又は賃借料等」を規定しており、本件手引きは、事務所内の会合等において提供される茶菓子代を事務所費の例として定め、また、調査研究活動に対する有用性が高く、調査研究活動に直接必要であると認められる事務機器等の備品の購入に政務調査費を充当することができるとしている。そして、議員がその事務所を調査研究活動の用に供する場合に、その設置・管理のために、このような経費を支出することについては、その額が社会通念上相当な範囲にとどまる限り、一定の合理性が認められる。

そして、証拠（甲8、丙ハ1）及び弁論の全趣旨によれば、上記テレビ購入費は、同議員が調査研究活動を行う際にパソコン画面を閲覧するためのモニターとして使用するためのテレビの購入費用であること、茶菓子購入費は、事務所内での意見交換の際に提供された茶菓子の購入費用であること、これらの費用に対する政務調査費の支出額の合計は4万3943円であることが認められるところ、これらの支出は、上記本件手引きの定めに適合する一定の合理性を有する支出であると解され、また、その額も社会通念上相当な範囲にとどまるものといえる。

イ さらに、上記事務所費の内訳のうち、上記調査研究活動専用の事務所に係る賃借料、光熱費、通信費及び上記ア以外の備品購入費用については、本件規則及び本件手引きによれば、支出の全額について政務調査費の充当が可能なものであるというべきである。

ウ そうすると、上記事務所費への政務調査費の支出につき、政務調査費の

本来の使途及び目的に違反する支出であることを推認させる一般的、外形的事実の存在は認められないから、同支出は本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出であると認められる。

これに反する原告の主張は、上記(1)アで説示したところにも照らし、採用することができない。

(4) 久保議員の支出の違法性

ア 事務所費の支出

証拠（甲9、29、41の2ないし10、13ないし17、19ないし23、25、26、28ないし32、36、43ないし45、47ないし50、52ないし59、61、63ないし67、丙ニ1ないしニ3）及び弁論の全趣旨によれば、久保議員は、平成23年度に事務所費として69万7682円を支出し、その全額について按分計算することなく政務調査費を充当したこと、同議員は、平成23年度当時、調査研究活動専用の事務所として金沢市兼六元町3番60号所在の木造瓦葺2階建て建物1階部分30.5平方メートルと自動車駐車スペースを賃料月額4万円で借り受けていたこと、同議員の後援会活動は上記事務所とは別の場所である同町3番69号所在の石川県看護連盟事務所内において行われていたことが認められる。

(ア) 原告は、上記事務所費の内訳のうち、テレビ受信料は、本件使途基準が認める事務所費には含まれないとして、違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、本件規則は、事務所費（議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費）の例示として「事務所の賃借料及び維持管理費、備品購入費、事務機器の購入費又は賃借料等」を規定しており、また、本件手引きは、事務所通信費（電話代、テレビ受信料、インターネット料金等）を事務所費の例として定めている。そ

して、議員がその事務所を調査研究活動の用に供する場合に、その設置・管理のために、このような経費を支出することについては、その額が社会通念上相当な範囲にとどまる限り、一定の合理性が認められる。

そして、証拠（甲9）及び弁論の全趣旨によれば、上記テレビ受信料に対する政務調査費の支出額は2万3100円であることが認められるところ、この支出は、上記本件手引きの定めに適合する一定の合理性を有する支出であると解され、また、その額も社会通念上相当な範囲にとどまるものといえる。

(イ) さらに、上記事務所費の内訳のうち、上記調査研究活動専用の事務所に係る賃借料、光熱費、通信費及び上記ア以外の備品購入費用については、本件規則及び本件手引きによれば、支出の全額について政務調査費の充当が可能なものであるというべきである。

(ウ) そうすると、上記事務所費への政務調査費の支出につき、政務調査費の本来の使途及び目的に違反する支出であることを推認させる一般的、外形的事実の存在は認められないから、同支出は本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出であると認められる。

これに反する原告の主張は、上記(1)アで説示したところにも照らし、採用することができない。

イ 自動車リース料の支出

証拠（甲20、29、41の1、37ないし42、68ないし72、丙ニ1）及び弁論の全趣旨によれば、久保議員は、平成23年度に自動車リース料として、48万円を支出し、その2分の1である24万円に政務調査費を充当したこと、同議員は、リースした自動車を政務調査活動の目的地までの移動手段及び現地調査のために使用していたこと、同自動車を調査研究活動に使用した割合は、同議員が政務調査費を充当した割合である2分の1を上回ることが認められる。

そうすると、上記自動車リース料の支出につき、政務調査費の本来の使途及び目的に違反する支出であることを推認させる一般的、外形式事実の存在は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出であると認められる。

これに反する原告の主張は、上記(1)イで説示したところに照らし、採用することができない。

(5) 横越議員の支出の違法性

ア 事務所費の支出

証拠（甲10, 30, 42の1ないし10, 12ないし38, 40, 41, 45ないし60, 62, 63, 66ないし107, 110ないし118, 120ないし134, 137ないし142, 144, 丙ホ1, ホ2）及び弁論の全趣旨によれば、横越議員は、平成23年度に事務所費として89万8861円を支出し、うち60万2367円について政務調査費を充当したこと、同議員は、平成23年度当時、調査研究活動専用の事務所として金沢市昌永町13番27号所在の同議員の自宅の一室を使用していたこと、同議員の後援会活動は上記事務所とは別の場所である同町15ー64所在の後援会事務所において行われていたことが認められる。

(ア) 原告は、上記事務所費の内訳のうち、テレビ受信料、茶・菓子・ティッシュペーパー・トイレットペーパーの各購入費及びモップリース料は、本件規則の使途基準が認める事務所費には含まれないとして、違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、本件規則は、事務所費（議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費）の例示として「事務所の賃借料及び維持管理費、備品購入費、事務機器の購入費又は賃借料等」を規定しており、また、本件手引きは、事務所通信費（電話代、テレビ受信料、インターネット料金等）、事務所内の会合等において提供される

茶菓子代、その他の雑費（事務用品、消耗品等）を事務所費の例として定めている。そして、議員がその事務所を調査研究活動の用に供する場合に、その設置・管理のために、このような経費を支出することについては、その額が社会通念上相当な範囲にとどまる限り、一定の合理性が認められる。

そして、証拠（甲10、丙ホ1）及び弁論の全趣旨によれば、茶・菓子購入費は、事務所内での地域住民からの要望検討会の際に提供された茶菓子の購入費用であること、上記費用に対する政務調査費の支出額の合計は25万1687円であることが認められるところ、これらの支出は、上記本件手引きの定めに適合する一定の合理性を有する支出であると解され、また、その額も社会通念上相当な範囲にとどまるものといえる。

(イ) さらに、証拠（丙ホ1）及び弁論の全趣旨によれば、上記事務所費の内訳のうち、上記(ア)以外の備品・事務機器購入費用については、同議員の調査研究活動のためだけに使用された備品及び事務機器の購入費用であったことが認められる。そして、本件使途基準及び本件手引きによれば、これらの支出の全額について政務調査費の充当が可能なものであるというべきである。

(ウ) そうすると、上記事務所費への政務調査費の支出につき、政務調査費の本来の使途及び目的に違反する支出であることを推認させる一般的、外形的事実の存在は認められないから、同支出は本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出であると認められる。

これに反する原告の主張は、上記(1)アで説示したところにも照らし、採用することができない。

イ 自動車リース料の支出

証拠（甲21、30、42の11、42ないし44、61、64、65、

108, 109, 119, 135, 136, 143, 丙ホ1) 及び弁論の全趣旨によれば、横越議員は、平成23年度に自動車リース料として、73万8240円を支出し、その2分の1以下である34万6620円に政務調査費を充当したこと、同議員は、リースした自動車を政務調査活動の目的地までの移動手段及び現地調査のために使用していたこと、同自動車を調査研究活動に使用した割合は、同議員が政務調査費を充当した割合である2分の1を上回ることが認められる。

そうすると、上記自動車リース料の支出につき、政務調査費の本来の使途及び目的に違反する支出であることを推認させる一般的、外形的事実の存在は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出であると認められる。

これに反する原告の主張は、上記(1)イで説示したところに照らし、採用することができない。

(6) 清水議員の支出の違法性

証拠 (甲3, 4, 11, 31, 43の1ないし32, 丙へ1ないしへ3) 及び弁論の全趣旨によれば、清水議員は、平成23年度に事務所費として99万2320円を支出し、うち89万2219円について政務調査費を充当したこと、同議員は、平成23年度当時、調査研究活動専用の事務所として金沢市深谷町ニの75中の湯清水旅館内1階玄関横事務所の一部（10平方メートル）を同議員が代表社員である合資会社中の湯清水旅館から賃料月額7万円で借り受けていたこと、同旅館の建物は同社が所有するものであり、同社は同議員の親族のみで経営されてきた旅館業を法人化するために設立されたものであることが認められる。

ア 市議会議員が調査研究活動を行うために使用する事務所を賃借するに際し、当該議員が代表者を務める会社から当該事務所を賃借する場合、第三者が賃貸人となる場合に比し、賃料額が適正な価額を超えて恣意的に定め

られるなどの弊害が生じる蓋然性が高いというべきである。そうすると、このような場合には、政務調査費の本来の使途及び目的に違反する支出であることを推認させる外形的事実が存在するものと認められ、被告において賃料額などの契約内容の合理性等について適切な反証をしない限り、賃借料の支出は使途基準に反した違法な政務調査費の支出にあたるというべきである。

本件において、同議員が政務調査費を充当した額は月額7万円（年額84万円）であるところ、上記認定のとおり、同議員が賃借したとする部分は旅館内1階玄関横事務所の一部（10平方メートル）にすぎず、独立した居室でもないことからすれば、賃借面積に対して賃料が過大であると評価せざるを得ない。また、被告補助参加人清水は、月額7万円の根拠として、日額賃料を3500円として毎月20日間稼働することを前提としている旨主張するが、賃借部分の位置や面積が上記のとおりであるほか、上記旅館の客室稼働率が証拠上明らかでないことからすると、かかる算定方法に合理性は認められない。

そうすると、被告において適切な反証がなされたとはいえないから、同議員による政務調査費の支出のうち上記84万円の支出は違法であると認められる。

イ 証拠（丙へ1）及び弁論の全趣旨によれば、上記事務所費の内訳のうち、上記ア以外の備品購入費用については、同議員の調査研究活動のためだけに使用された備品の購入費用であったことが認められ、本件規則及び本件手引きによれば、支出の全額について政務調査費の充当が可能なものであるというべきであるから、これらの支出は本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出であると認められる。

これに反する原告の主張は、上記(1)アで説示したところにも照らし、採用することができない。

ウ 小括

以上によれば、清水議員による政務調査費の支出のうち、84万円が違法な支出であると認められるため、同議員は、金沢市に対し、不当利得返還義務として、自己資金額（17万0883円、甲31）を控除した66万9117円を返還すべき義務を負う。

(7) 松井議員の支出の違法性

ア 事務所費の支出

証拠（甲12、32、44の1、3、4、6ないし8、10、11、13ないし15、17、18、20ないし22、24、25、27ないし29、31、32、34ないし36、38、39、41ないし61、丙ト1、ト2）及び弁論の全趣旨によれば、松井議員は、平成23年度に事務所費として78万5184円を支出し、うち71万7696円について政務調査費を充当したこと、同議員は、平成23年度当時、調査研究活動専用の事務所として金沢市長坂三丁目13-4アーバン長坂台101号室を賃料月額5万円で借り受けていたこと、同議員の後援会活動は上記事務所とは別の場所である同市野田町7-2の同議員の自宅において行われていたこと、上記事務所費の内訳は、上記調査研究活動専用の事務所に係る賃借料、光熱費、通信費、備品購入費用であることが認められる。

そして、本件手引きによれば、かかる支出は全額について政務調査費の充当が可能なものであるというべきである。

そうすると、上記事務所費への政務調査費の支出につき、政務調査費の本来の使途及び目的に違反する支出であることを推認させる一般的、外形的事実の存在は認められないから、同支出は本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出であると認められる。

これに反する原告の主張は、上記(1)アで説示したところに照らし、採用することができない。

イ 自動車リース料の支出

証拠（甲22, 32, 44の2, 5, 9, 12, 16, 19, 23, 26, 30, 33, 37, 40, 62, 丙ト1）及び弁論の全趣旨によれば、松井議員は、平成23年度に自動車リース料として、40万8000円を支出し、その2分の1である20万4000円に政務調査費を充当したこと、同議員は、リースした自動車を政務調査活動の目的地までの移動手段及び現地調査のために使用していたこと、同自動車を調査研究活動に使用した割合は、同議員が政務調査費を充当した割合である2分の1を上回ることが認められる。

そうすると、上記自動車リース料の支出につき、政務調査費の本来の使途及び目的に違反する支出であることを推認させる一般的、外形的事実の存在は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出であると認められる。

これに反する原告の主張は、上記(1)イで説示したところに照らし、採用することができない。

(8) 澤飯議員の支出の違法性

ア 事務所費の支出

証拠（甲13, 33, 45の1ないし5, 7ないし12, 15ないし24, 26, 27, 30ないし40, 43ないし51, 54ないし64, 67ないし74, 乙15ないし17）及び弁論の全趣旨によれば、澤飯議員は、平成23年度に事務所費として121万8900円を支出し、うち64万2974円について政務調査費を充当したこと、同議員は、平成23年度当時、調査研究活動専用の事務所として金沢市諸江町上丁127番地1所在の同議員の自宅の一室を使用していたこと、同議員の後援会活動は上記事務所とは別の場所である同市諸江町上丁127番地2の後援会事務所において行われていたこと、選挙活動及び政務調査活動を行うための事

務所として平成23年2月21日から同年4月30日まで同市諸江町中丁344-1の店舗付倉庫（以下「選挙事務所」という。）を賃借していたことが認められる。

(ア) 原告は、上記事務所費の内訳のうち、テレビ受信料、テレビの購入費用及び選挙事務所賃料は、本件規則の使途基準が認める事務所費には含まれないとして、違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、本件規則は、事務所費（議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費）の例示として「事務所の賃借料及び維持管理費、備品購入費、事務機器の購入費又は賃借料等」を規定しており、本件手引きは、調査研究活動に対する有用性が高く、調査研究活動に直接必要であると認められる事務機器等の備品の購入に政務調査費を充当することができるとしている。そして、議員がその事務所を調査研究活動の用に供する場合に、その設置・管理のために、このような経費を支出することについては、その額が社会通念上相当な範囲にとどまる限り、一定の合理性が認められる。

そして、証拠（甲13、乙15）及び弁論の全趣旨によれば、上記テレビ受信料及びテレビ購入費用に対する政務調査費の支出額の合計は10万3442円であることが認められるところ、これらの支出は、上記本件手引きの定めに適合する一定の合理性を有する支出であると解され、また、その額も社会通念上相当な範囲にとどまるものといえる。

他方、証拠（甲13、33、乙15、17）及び弁論の全趣旨によれば、同議員が政務調査費を充当した上記選挙事務所賃料は、平成23年4月分賃料20万円の2分の1にあたる10万円であることが認められる一方、証拠を通覧しても、同事務所において同政務調査活動がどの程度行われていたかを認めるに足りる証拠はない。そして、本件手引きには、選挙活動に係る経費には政務調査費を充当することができないと定

められていることにも照らすと、同選挙事務所賃料に対する上記政務調査費の支出については、政務調査費の本来の使途及び目的に違反する支出であることを推認させる一般的、外形的事実が存在する一方、被告による当該支出が政務調査費の本来の使途及び目的に適合する支出であることの立証は十分でないというべきであり、同議員による政務調査費の支出のうち上記10万円の支出は違法であると認められる。

- (イ) 証拠(乙15)及び弁論の全趣旨によれば、上記事務所費の内訳のうち、上記(ア)以外の備品・事務機器購入費用については、同議員の調査研究活動のためだけに使用された備品及び事務機器の購入費用であったことが認められる。そして、本件使途基準及び本件手引きによれば、これらの支出の全額についても政務調査費の充当が可能なものであるというべきである。
- (ウ) そうすると、上記事務所費への政務調査費の支出につき、選挙事務所賃料以外への支出について、政務調査費の本来の使途及び目的に違反する支出であることを推認させる一般的、外形的事実の存在は認められないから、これらの支出は本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出であると認められる。

これに反する原告の主張は、上記(1)アで説示したところにも照らし、採用することができない。

イ 自動車リース料の支出

証拠(甲23, 33, 45の6, 13, 14, 25, 28, 29, 41, 42, 52, 53, 65, 66, 乙15)及び弁論の全趣旨によれば、澤飯議員は、平成23年度に自動車リース料として、102万円を出し、うち本件手引きの定める充当限度額である36万円に政務調査費を充当したこと、同議員は、リースした自動車を政務調査活動の目的地までの移動手段及び現地調査のために使用していたこと、同自動車を調査研究活動に

使用した割合は、同議員が政務調査費を充当した割合である2分の1を上回ることが認められる。

そうすると、上記自動車リース料の支出につき、政務調査費の本来の使途及び目的に違反する支出であることを推認させる一般的、外形的事実の存在は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出であると認められる。

これに反する原告の主張は、上記(1)イで説示したところに照らし、採用することができない。

ウ 小括

以上によれば、澤飯議員による政務調査費の支出のうち、10万円が違法な支出であると認められるため、同議員は、金沢市に対し、不当利得返還義務として、自己資金額（8万6040円、甲33）を控除した1万3960円を返還すべき義務を負う。

(9) 安達議員の支出の違法性

ア 事務所費の支出

証拠（甲14、34、46の1ないし17、21ないし38、42ないし57、61ないし75、79、乙20、21）及び弁論の全趣旨によれば、安達議員は、平成23年度に事務所費として59万6208円を支出し、その全額について按分計算することなく政務調査費を充当したこと、同議員は、平成23年度当時、調査研究活動専用の事務所として金沢市高尾台四丁目27番地コーポヒカリ102号室を賃料月額合計3万5840円（家賃3万円、水道料相当分2340円、駐車料相当分3000円、衛生費相当分500円）で借り受けていたこと、同議員の後援会活動は上記事務所とは別の場所において行われていたこと、上記事務所費の内訳は、上記調査研究活動専用の事務所に係る賃借料、光熱費、備品購入費用であることが認められる。

そして、本件手引きによれば、かかる支出は全額について政務調査費の充当が可能なものであるというべきである。

そうすると、上記事務所費への政務調査費の支出につき、政務調査費の本来の使途及び目的に違反する支出であることを推認させる一般的、外形的事実の存在は認められないから、同支出は本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出であると認められる。

これに反する原告の主張は、上記(1)アで説示したところに照らし、採用することができない。

イ 自動車リース料の支出

証拠（甲24、34、46の18ないし20、39ないし41、58ないし60、76ないし78、80、乙20）及び弁論の全趣旨によれば、安達議員は、平成23年度に自動車リース料として、47万0040円を支出し、その2分の1である23万5020円に政務調査費を充当したこと、同議員は、リースした自動車を政務調査活動の目的地までの移動手段及び現地調査のために使用していたこと、同自動車を調査研究活動に使用した割合は、同議員が政務調査費を充当した割合である2分の1を上回ることが認められる。

そうすると、上記自動車リース料の支出につき、政務調査費の本来の使途及び目的に違反する支出であることを推認させる一般的、外形的事実の存在は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出であると認められる。

これに反する原告の主張は、上記(1)イで説示したところに照らし、採用することができない。

(10) 井沢議員の支出の違法性

証拠（甲15、35、47の1ないし66、乙22、23）及び弁論の全趣旨によれば、井沢議員は、平成23年度に事務所費として97万0966

円を支出し、その全額について按分計算することなく政務調査費を充当したこと、同議員は、平成23年度当時、調査研究活動専用の事務所として金沢市北塚町西409番地所在の得能建築事務所を賃料月額5万円で借り受けていたこと、同議員の後援会活動は上記事務所とは別の場所である同市みどり3-21-2所在の同議員の自宅において行われていたことが認められる。

ア　原告は、上記事務所費の内訳のうち、新聞購読料は、本件規則の使途基準が認める事務所費には含まれないとして、違法な政務調査費の支出である旨主張する。

証拠（甲15, 35, 47の2, 3, 7, 8, 11, 12, 15, 16, 20, 21, 24, 25, 28, 29, 39, 40, 47, 48, 52, 53, 58, 59, 63, 64）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、新聞購読料10万2900円に政務調査費を充当した一方、同購読料の領収証には、同議員の調査研究活動専用の事務所ではなく、同議員の自宅の住所が記載されていることが認められる。領収書における住所の記載は、通常、新聞の配達先と一致することからすると、当該政務調査費の支出については、政務調査費の本来の使途及び目的に違反する支出であることを推認させる一般的、外形的事実が存在するというべきであるが、証拠を通覧しても、被告による当該支出が政務調査費の本来の使途及び目的に適合する支出であることの立証は十分でないというべきであり、同議員による政務調査費の支出のうち上記10万2900円の支出は違法であると認められる。

イ　証拠（乙22）及び弁論の全趣旨によれば、上記事務所費の内訳のうち、上記ア以外の上記調査研究活動専用の事務所に係る賃借料、光熱費、通信費及び備品・事務機器購入費用については、本件規則及び本件手引きによれば、支出の全額について政務調査費の充当が可能なものであるというべきであり、これらの事務所費への政務調査費の支出につき、政務調査費の

本来の使途及び目的に違反する支出であることを推認させる一般的、外形的事実の存在は認められないから、これらの支出は本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出であると認められる。

これに反する原告の主張は、上記(1)アで説示したところにも照らし、採用することができない。

ウ 小括

以上によれば、井沢議員による政務調査費の支出のうち、10万2900円が違法な支出であると認められるため、同議員は、金沢市に対し、不当利得返還義務として、自己資金額（10万1419円、甲35）を控除した1481円を返還すべき義務を負う。

(11) 田中議員の支出の違法性

ア 事務所費の支出

証拠（甲16、36、48の4ないし7、10、11、15ないし18、22ないし24、丙チ1ないしチ3）及び弁論の全趣旨によれば、田中議員は、平成23年度に事務所費として103万2500円を支出し、うち91万7500円について按分計算することなく政務調査費を充当したこと、同議員は、平成23年度当時、調査研究活動専用の事務所として金沢市岸川町チ70-1所在の建物の2階部分を賃料月額6万円で借り受けていたこと、同議員の後援会活動は上記事務所とは別の場所である同市彦三町二丁目9-1所在の建物の4階の後援会事務所において行われていたこと、上記事務所費の内訳は、上記調査研究活動専用の事務所に係る賃借料、事務機器購入費用等であることが認められる。

そして、本件手引きによれば、かかる支出は全額について政務調査費の充当が可能なものであるというべきである（なお、上記支出のなかには、ホームページ年間メンテナンス料金15万7500円（甲48の16）についての政務調査費の支出が含まれているところ、本件手引きによれば、

同支出は事務所費ではなく広報費として計上するのが適切であると解される。もっとも、このように解しても、その全額について政務調査費の充当が可能である旨の上記結論は左右されない。)。

そうすると、上記事務所費への政務調査費の支出につき、政務調査費の本来の使途及び目的に違反する支出であることを推認させる一般的、外形的事実の存在は認められないから、同支出は本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出であると認められる。

これに反する原告の主張は、上記(1)アで説示したところに照らし、採用することができない。

イ 自動車リース料の支出

証拠（甲25, 36, 48の1ないし3, 8, 9, 12ないし14, 19ないし21, 25, 丙チ1）及び弁論の全趣旨によれば、田中議員は、平成23年度に自動車リース料として、53万4000円を支出し、うち25万2500円に政務調査費を充当したこと、同議員は、リースした自動車を政務調査活動の目的地までの移動手段及び現地調査のために使用していたこと、同自動車を調査研究活動に使用した割合は、同議員が政務調査費を充当した割合である2分の1を上回ることが認められる。

そうすると、上記自動車リース料の支出につき、一般的、外形的事実の存在は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出であると認められる。

これに反する原告の主張は、上記(1)イで説示したところに照らし、採用することができない。

(12) 上田議員の支出の違法性

証拠（甲17, 37, 49の1ないし49, 乙18, 19, 24ないし26）及び弁論の全趣旨によれば、上田議員は、平成23年度に事務所費として69万6148円を支出し、うち66万5383円について政務調査費を

充当したこと、同議員は、平成23年度当時、平成23年4月から同年8月までは同議員の自宅において調査研究活動を行い、同年9月以降は、株式会社上善から金沢市田上第5土地区画7街区10番地グリーンリーフ1・2F-B号室を賃料月額7万円で借り受け調査研究活動専用の事務所として使用していたこと、同事務所の所有者は同議員本人であること、上記株式会社上善は、不動産の賃貸・管理等を目的として設立された会社であり、同議員の妻が代表取締役を務め、同議員本人も取締役を務めている同族会社であることが認められる。

ア 本件使途基準及び本件手引きは、議員個人が所有する建物に調査研究活動の事務所を設置するために、賃料を支払い、その支払のために政務調査費を充当することをそもそも想定しておらず、そのような充当を認めていないと解されるところ、この理は、賃貸借契約の相手方が所有者たる議員本人と同視し得る場合にも同様にあてはまるものと解される。

本件において、上田議員が政務調査費を充当した額は月額7万円（平成23年度分合計49万円）であるところ、上記認定のとおり、同議員が賃借した建物は同議員が所有する建物であり、賃貸人である株式会社上善は、同議員自身が取締役に就任し、家族が代表取締役を務める同族会社であるから、賃貸借契約の相手方が所有者たる議員本人と同視し得る場合にあたり、上記賃借料の支出は違法な政務調査費の支出にあたるというべきである。

イ 証拠（乙18）及び弁論の全趣旨によれば、上記事務所費の内訳のうち、上記ア以外の光熱費、通信費、備品・事務機器購入費用であって按分計算することなく政務調査費の充当が行われているものについては、同議員の調査研究活動のためだけに使用された費用であったことが認められ、本件規則及び本件手引きによれば、支出の全額について政務調査費の充当が可能なものであるというべきであるから、これらの支出は本件使途基準に合

致した適法な政務調査費の支出であると認められる。

これに反する原告の主張は、上記(1)アで説示したところにも照らし、採用することができない。

ウ 小括

以上によれば、上田議員による政務調査費の支出のうち、49万円が違法な支出であると認められるため、同議員は、金沢市に対し、不当利得返還義務として、49万円を返還すべき義務を負う。

3 まとめ

- (1) 以上のとおり、被告は、清水議員に対し66万9117円、澤飯議員に対し1万3960円、井沢議員に対し1481円、上田議員に対し49万円の不当利得返還請求をすべきである。
- (2) なお、原告は、被告に対し、返還すべき政務調査費の額に対する平成24年5月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を請求することを求めている。

この点、政務調査費の返還義務の発生原因は不当利得であると解されるところ、この義務は期限の定めのない債務であり、権利者が請求をしたときに遅滞となる（民法412条3項）。しかるところ、権利者である被告が返還義務を負う上記(1)の各議員に対して具体的な請求行為をした事実は認められない。また、本件条例10条2項は、収支報告書等の提出期限を定めた規定であって、政務調査費の返還期限を定めたものであるとは解されない。

よって、遅延損害金の請求は理由がない。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は主文第1項ないし第4項の限度で理由があるから認容し、その余は請求はいずれも理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

金沢地方裁判所民事部

裁判長裁判官 和 田 健

裁判官 峯 金 容 子

裁判官 堀 内 隼

(別紙)

議員氏名	事務所費 (円)	自動車リース料 (円)	自己資金 (円)	要返還額 (円)
源野和清	374,631	220,080	51,059	543,652
秋島太	291,345	327,600	8,913	610,032
角野恵美子	339,439	0	19,074	320,365
久保洋子	360,384	240,000	80,187	520,197
横越徹	299,603	346,620	592	645,631
清水邦彦	841,988	0	170,883	671,105
松井純一	331,438	204,000	53,427	482,011
澤飯英樹	256,070	360,000	86,040	530,030
安達前	298,092	235,020	1,477	531,635
井沢義武	536,538	0	101,419	435,119
田中仁	458,750	252,500	15,544	695,706
上田章	562,306	0	0	562,306
合計	4,950,584	2,185,820	588,615	6,547,789

これは正本である。

平成26年11月11日

金沢地方裁判所民事部

裁判所書記官 鎌田博文

